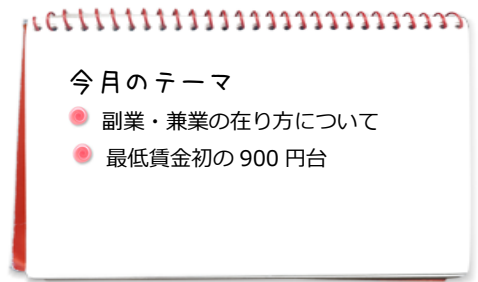


みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
M a i l : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
http://setagaya-sr.main.jp/



今月のテーマ

- 副業・兼業の在り方について
- 最低賃金初の900円台



副業・兼業の在り方について

政府は、少子高齢化の進展による労働力人口の減少対策として副業を推進しています。

労働基準法では、労働者の健康を守るため、複数の事業所で雇用される場合、労働時間は合算すると定められているため、副業分も加えた労働時間の把握の方法について議論が続けられていますが、厚生労働省は副業分の労働時間の把握は、労働者のプライバシーへの配慮も必要であることから、従業員による自己申告を前提とすることを提案しました。

報告書では合計の労働時間を管理しやすくするために、勤務先ごとに1か月の上限時間を設定することや、勤務先同士で労働時間を調整するといった案を示しました。一方で、労働時間を合算せず、それぞれの企業ごとに管理する選択肢も残されています。ただし、この場合は実際の労働時間が把握できなくなり、長時間労働につながる懸念されます。

報告書がまとまったことを受け、今後、労使の代表が話し合う厚労省の諮問機関の労働政策審議会議で、具体的な議論が進む見通しです。



最低賃金、初の900円台 東京、神奈川は1000円超

厚生労働省は、2019年度の地域別最低賃金の改定について全国平均の時給を27円引き上げ、901円とする目安をまとめました。2002年度に時給で示す現在の方式となって以降、最大の引き上げとなります。全国平均の時給が900円台に達したのは初めてで東京と神奈川は1000円を超えます。ただし、17県が引き上げ後も700円台にとどまる見通しで地域間格差の解消が急務になります。目安額を地域の経済情勢などに応じてA-Dの4ランクに分類して提示し、東京などのAは28円、京都などのBは27円、群馬などのCと福島などのDは26円としました。現在の最低賃金が985円の東京は1013円に、983円の神奈川は1011円となります。

働く人の所得拡大を目指す労働側と人件費増を避けたい経営側の主張は激しく対立しましたが、人手不足や10月に消費税増税を控えていることを背景に前年度の引き上げ額を上回る水準で決着しました。

これらの目安を踏まえ各地の地方審議会が都道府県ごとに協議します。8月に改定額をまとめ、新しい最低賃金は10月頃に適用される見通しです。